

## 役員推薦委員会設置・運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）が役員(理事・監事)の選任方法を定めることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、役員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

2 推薦委員会は、評議員会で選任する役員(理事・監事)候補者案について審議し、評議員会に提出する。

### (役員推薦委員会委員)

第3条 推薦委員会委員は、評議員選定委員会委員がその委員を兼ねるものとし、理事長が委嘱する。

2 推薦委員会委員のうち1名を推薦委員会において、互選により委員長とする。

### (招集)

第4条 推薦委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

### (選任方法及び決議)

第5条 推薦委員会に提出する役員候補者は、理事会が推薦することができる。

2 推薦委員会に役員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を役員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び現行定款上の評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

3 推薦委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (決議の省略)

第6条 委員が、推薦委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の推薦委員会の議決があったものとみなす。

### 附 則

1 この要綱は、平成23年1月18日から施行する。

2 この要綱は、平成24年4月1日から改正する。

3 この要綱は、令和2年4月1日から改正する。

4 この要綱は、令和2年5月14日から改正する。

5 令和3年4月1日から「役員推薦委員会設置・運営規程」として施行する。